

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針（案）

令和〇年〇月〇日策定

この指針は、大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準の解釈を示すものである。

なお、各種学校の設置認可及び収容定員の変更に係る学則の変更認可にあっては、以下「専修学校」を「各種学校」と読み替えること。

第1 私立専修学校の設置認可

1 設置者

専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び永続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。

→ 「一定期間の事業実績を有していること」とは、認可時点において、法令に基づく各種国家資格の養成施設として、修了生を輩出していることを指すものとする。

6 施設及び設備等

(2) 校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、設置基準上必要な面積以上であること。

→ 教育上及び安全上支障がなく、次のアからウのすべての条件を満たす校舎の敷地は校地とし、当該校舎の面積を(2)の面積に参入することができるものとする。

ア 休み時間（授業と授業の間の休憩時間をいう。）に移動できる距離（概ね徒歩10分以内）の範囲内であること。

イ 生徒の安全性を確保するために、必要な措置を講じること。

ウ 校舎の間の移動を最小限にするよう時間割を設定すること。

(5) 教室等の数は、同時に授業を行う学級数以上であること。

→ 「同時に授業を行う学級数」とは、授業が実際に開講されているか否かにかかわらず、学則に定める授業時間において同一の時間帯（昼間、夜間等）に授業を行う学級数を指すものとする。

(7) 教員室と事務室は、1つの施設をもって兼用することができる。また、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、保健室を他の施設と兼用することができる。

→ 保健室を他の施設と兼用する場合は、パーティションで仕切る等、利用者に配慮した様態とすること。

- (8) 教育上及び安全上支障がなく、次のいずれの条件も満たす場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。ただし、同時に授業を行う学級数を超えない教室等は共用することができない。
- 「学校等」とは、学校教育法第1条に掲げる学校（1条校）、同第124条に掲げる専修学校及び同第134条に掲げる各種学校を指すものとする。
- ウ 教員室、事務室、図書室、保健室等を共用する場合は、他の学校等が同一の建物内にあること。
- 教員室及び事務室を共用する場合は、生徒情報等の学校運営上の情報を適切に区分管理し、各々の学校の独立性が担保されるよう運営すること。

7 資産等

- (1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有とする。ただし、国、地方公共団体等の財産であって、次のいずれの条件も満たす場合は、借用とすることができます。
- 「国、地方公共団体等」には、独立行政法人及び地方独立行政法人を含むものとする。
- (4)についても、同様とする。
- (2) 専修学校と当該専修学校以外の施設（以下「他の施設」という。）とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国、地方公共団体等が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。
- 同一の建物内に複数の専修学校を設置する場合にあっては、設置認可等の審査の対象である専修学校以外の専修学校は「他の施設」にあたるものとする。専修学校を複数設置する場合にあっても、それぞれの専修学校の使用する部分の区分が明確であり、構造上独立していなければならないことに留意すること。
- (3)及び(4)についても、同様とする。
- エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。
- 客観的に確認できる書面等として、取決め事項が規定された寄附行為、設置者の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書、又は、取決め事項が明記された不動産賃貸借契約の写し等を提出すること。
- オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。
- 「教育長が別に定める基準」とは、「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準」を指すものとする。

- (3) 専修学校と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。
エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。
→ 客観的に確認できる書面等として、区分所有者間での取決め事項が明記された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約及び借地契約の写し等を提出すること。
- (4) (1)にかかわらず、特別の事情があり、教育上支障がない場合で次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができます。
→ 「特別の事情」と認めるものについては、生徒の安全確保の観点から緊急やむを得ない場合等に限るものとし、その判断は個別に行うものとする。単に校地校舎を自己所有する資産がない等の経済的事情はこれにあたらないことに留意すること。

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。

8 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令に基づく処分及び法人の寄附行為又は定款等に基づいて適正に管理運営されていること。
→ ここに掲げる「関係法令」には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）を含む。**外国人留学生を受け入れ**専ら日本語教育を行う課程であって、日本語教育機関として告示されていないものについては、同法令の**趣旨を逸脱する規定に適合しない**ものであることから、専修学校の課程としてはこれを認めないものとし、**する。また、**既存の課程については、本指針策定後の定員増加はこれを認めないものとする。
→ 専ら日本語教育を行う課程とは、日本語教育機関の告示基準及び同解釈指針に準じ、課程の名称の如何にかかわらず、その教育課程が日本語能力の獲得を目的とするものを指し、当該課程のカリキュラムに占める日本語教育の授業時数の割合等で一律に決するものではないことに留意すること。